

# 暮らしのお知らせ

## 住宅の改修工事で

## 固定資産税の減額

次の改修工事を行った住宅(居住部分の面積が2分の1以上)は、工事が完了した翌年の固定資産税が減額になる場合があります。

すでに工事が完了していても申告できますが、原則として工事完了後3カ月以内に申告してください。

なお、都市計画税は減額対象ではありません。

### バリアフリー改修工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事

○新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)に対して行ったもの

○65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けた人、障がいのある人のいずれかが居住する住宅に対して行ったもの

○改修後の床面積が40〜240平方メートルのもの

○補助金額などを除く自己負担額が50万円を超えるもの

減額率Ⅱ3分の1(床面積100平方メートル分まで)

### 省エネ改修工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事

○平成26年4月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)に対して行ったもの

○窓の断熱改修工事(必須)や太陽光発電などの設置工事

○改修後の床面積が40〜240平方メートルのもの

○補助金額などを除く自己負担額が断熱改修工事のみで60万円を超えるもの、または断熱改修工事が50万円を超えるもので太陽光発電などの設置工事と合わせて60万円を超えるもの

減額率Ⅱ3分の1(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の

2。床面積120平方メートル分まで)

### 住宅耐震改修工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事

○昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して行ったもの

○建築基準法に基づく耐震基準に適合するよう行ったもの

○工事費用が50万円を超えるもの

減額率Ⅱ2分の1(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2。床面積120平方メートル分まで)

### マンション長寿命化工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事

○居住用専有部分があり、新築された日から20年以上が経過した、総戸数10戸以上のマンションに対して行ったもの

○外壁塗装等工事・床防水工事・屋根防水工事の全てを、同一の請負契約の中で実施するなど、一体として行ったもの

○過去に大規模修繕工事を適切

に実施していて、2回目以降の大規模修繕工事を令和9年3月31日までに完了している

○建築住宅課から助言・指導を受け、一定の基準に適合する長期修繕計画を作成している。または適合する計画への見直しを行っている

減額率Ⅱ3分の1(1戸当たり床面積100平方メートル分まで)

※工事内容により提出書類などが異なります。くわしくは資産税課(☎20・1514)または市ホームページへ。



市ホームページ

## 消費生活センターからお知らせします

### 光回線の電話勧誘に注意!

「インターネットの費用が安くなると聞いて光回線の契約をしたが、不要なオプションが付いて料金が前より高くなった」「利用している光回線を新しくすると説明され契約したが、契約先は全く別の会社だった」など、光回線の勧誘・契約に関する相談が多く寄せられています。

電話勧誘で契約してしまった場合は、契約書を受け取った日から8日以内であれば解約できます。

電話で光回線サービスの勧誘を受けた時は、次の点に注意しましょう。

- 事業者名と住所、連絡先をしっかりと確認する
- 重要事項や契約の内容を書面で受け取り、説明を受ける
- 不要な契約や納得できないことがあればきっぱり断る

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



継続利用の場合は申請を

### 限度額適用認定証など

国民健康保険加入者が高額な医療を受ける時に、医療機関での支払いを自己負担限度額までにする限度額適用認定証などの有効期限は7月31日です。引き続き必要な人は申請してください。

### マイナ保険証の利用にご協力を

マイナ保険証(健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカード)を使って医療機関を受診すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、国保税の納付状況や所得の申告状況によっては適用されない場合があります。

なお、過去1年間に91日以上入院期間がある人は、マイナ

保険証を利用する場合も申請が必要となります。その場合、専用フォームからは申請できませんので入院期間が分かる領収書などを添えて、窓口または郵送で申請してください。

申請窓口 保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所

申請に必要な物 対象者の資格確認書または資格情報のお知らせ、世帯主と対象者のマイ

ナンバーが分かる物、窓口に来る人の本人確認ができる物(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)

申請方法 申請に必要な物を持って申請窓口へ。または市ホームページにある

申請書を郵送で 保険年金課(〒286・858

5 花崎町760)へ。専用フォー



市ホームページ

## 市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



6月1日(月)~15日(月)

- 1日 道路整備促進期成同盟会千葉県連合協議会総会
- 3日 定例記者会見
- 5日 6月定例市議会開会(～24日)総務常任委員会
- 6日 スポーツ協会表彰式
- 9日 市議会一般質問(～11日)
- 13日 水防訓練
- 15日 建設水道常任委員会



定例市議会で(5日)

ムからも申し込めます  
※くわしくは保険年金課(☎20・1

526)へ。



専用フォーム

納税通知書が届いたら確認を

### 国民健康保険税の軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額・18歳以上均等割額、平等割額の軽減制度があります。対象世帯には自動で適用されるため申請は不要です。

世帯主と加入世帯員(所得申告が必要な人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、軽減制度の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

そのほかにも、災害などの特別な事情により生活が著しく困難な時は、減免を受けられる場合があります。

産前産後の人がいる世帯は届け出を

対象 出産日が令和5年11月1日以降の人

軽減内容 産前産後期間の所得割額、均等割額・18歳以上均等割額を軽減

申請方法 市ホームページにある届け書と、必要書類を直接

または郵送で保険年金課(市役所1階 〒286・8585 花崎町760)へ。

同ホームページにある専用フォームからも申請できます



市ホームページ

※くわしくは、納付については納税課(☎20・1519)、そのほかについては保険年金課(☎20・1526)へ。

市役所1階 市民課前に

### 証明書自動交付機を設置

マイナンバー

カードなどで住民票や課税証明書などを取得できる「証明書自動交付機」



住民票など



税務証明書

を設置しました。コンビニ交付サービスに対応するマルチコピー機と同じ操作で利用できます。職員がサポートしますので、気軽に利用してください。取得できる証明書などの詳細は、市ホームページで確認できます。なお、令和11年3月31日まで、コンビニ交付サービスに

かかる手数料を100円減額しています。

※くわしくは、税務証明書については市民税課(☎20・1513)、そのほかについては市民課(☎20・1525)へ。

被害を防ごう

### 安全な農薬の使用

農薬を使用する場合、飛散により周辺の住民へ健康被害を及ぼすことがあります。

住宅地に近接した家庭菜園・垣根などの管理には使用を控え、農地においても使用回数や使用量の削減に努めましょう。やむを得ない場合は次のことに配慮してください。

- 飛散しにくい農薬を選ぶ
  - 風向きや時間帯に配慮する
  - ラベルに記載された内容に従って使用する
  - 事前に周辺住民へ周知する
  - 散布区域に人が入らないよう対策する
  - 農薬を使用した年月日や場所、農薬の種類・量などを記録し、保管する
- ※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

期限内に納付してください

### 介護保険料

65歳以上で介護保険料を納付書や口座振替で納付(普通徴収)している人に、介護保険料額決定通知書を7月13日(月)に発送します。

同封の納付書は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでの支払いのほか、ペイジー、スマートフォン決済アプリなどでの支払いにも対応しています。年金からの引き落としで納付(特別徴収)している人には、7

月22日(水)に発送します。

前年に年金から引き落としされていた人の保険料が年度途中で変更になった場合などは、納付書や口座振替での納付に変更されていることがあるので注意してください。

また、災害などの特別な事情によって保険料の納付が困難な時は、保険料の徴収の猶予、減額・免除される場合があります。**令和8年度の特例があります**

税制改正により、介護保険料の算定の基となる市・県民税の計算方法が変わりました。ただし、令和8年度の介護保

険料は、介護保険法施行令の改正により、税制改正前の方法で算定します。

そのため、所得によって分けられた段階が、市・県民税非課税だった人でも課税の段階に該当する場合があります。

対象は7年中の給与収入が55万1,000円以上190万円未満の人です。なお、6年中と7年中の収入が同程度だった場合は、前年度分と同額となります。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

交換は済んでいますか

### 物価高騰対応家計応援デジタルポイント

市民の皆さんの経済的な負担を軽減するため、4,000円相当のデジタルポイントを給付しています。

デジタルポイントの交換期限は7月31日(金)です。

まだ交換していない場合は、案内に記載されているQRコードをスマートフォンで読み取り、好きな電子マネーやデジタルギフトなどと交換してください。

スマートフォンがない場合は、コールセンター(☎050・6892・0001)へ連絡してください。後日、VISA加盟店で使えるギフトカードを郵送します。「1カ月たったがギフトカードが届かない」といった相談も受け付けています。

※受け取り方法などの詳細は広報なりた5月1日号で確認してください。くわしくは午前9時〜午後5時にコールセンターへ。

7月13日に発送します

### 介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けている人などへ8月から使用する負担割合証を7月13日(月)に発送します。これまでの負担割合から変更となる場合があるので、必ず確認してください。

なお、負担割合証は介護サービスを利用する際に介護保険証と併せてケアマネジャーや施設に提示する必要があるため、大切に保管してください。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

案の公表と意見の募集

### 宿泊税の制度案

市では、宿泊税の制度案を公表し、意見を募集します。

閲覧場所Ⅱ財政課・観光プロモーション課(市役所4階)、市民税課(市役所2階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、中央公民館、市立図書館、もりんびあこうづ、三里塚コミュニティセンター、市ホームページ



意見の提出方法Ⅱ7月31日(金)必着(までに、閲覧場所にある意見提出書を直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで財政課(T286・8585)花崎町760 FAX24・165 5 Eメールzaisei@city.narita.chiba.jp)。

専用フォームからも提出できます



結果の公表Ⅱ市の考えと併せて市ホームページなどで掲載  
※くわしくは財政課(☎20・1512)へ。

## 開庁時間と休日窓口サービスが変わりました

窓口・電話の受け付けは  
午前9時～午後4時30分

対象施設=市役所(成田消防署を除く)、下総・大栄支所、市民課赤坂・遠山分室、保健福祉館、水道庁舎

休日窓口サービスは  
第2・4日曜日

実施時間=午前9時～午後4時30分  
実施場所=市民課・保険年金課(市役所1階)、市民税課・納税課・子育て支援課(市役所2階)



市ホームページ

※くわしくは行政管理課(☎20-1501)または市ホームページへ。